

# 平成 20 年度税制改正に関する経済産業省意見

平成 19 年 8 月  
経済産業省

## 【国 税】

### I. 地域を支える中小企業を中核とした生産性向上・成長の底上げ

#### 1. 中小企業を始めとする I T 投資の促進

- (1) 情報基盤強化税制について、以下を始めとする拡充を行った上で延長する。
- ①部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアへの投資を支援対象に追加する。
  - ②中小企業が生産性向上に有効な I T のサービス化 (S a a S、A S P) を支援対象に追加する。
- (2) 中小企業投資促進税制について、対象となるソフトウェアの範囲の拡充等を行った上で延長する。

#### 2. 研究開発投資の促進

- (1) 研究開発促進税制について、以下の措置を講ずる。
- ①試験研究費に対する税額控除限度額の引上げを行う。
  - ②試験研究費の増加額に係る税額控除制度の適用期限の延長等を行う。
  - ③繰越税額控除限度超過額の繰越可能期間の延長を行う。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制について、以下の措置を講ずる。
- ①試験研究費に対する税額控除限度額の引上げを行う。
  - ②試験研究費の増加額に係る税額控除制度の適用期限の延長等を行う。
  - ③繰越税額控除限度超過額の繰越可能期間の延長を行う。
- (3) 特別試験研究税制について、以下の措置を講ずる。
- ①試験研究費に対する税額控除限度額の引上げを行う。
  - ②繰越税額控除限度超過額の繰越可能期間の延長を行う。

### 3. 人材投資の促進

(1) 人材投資促進税制について、以下の拡充を行った上で延長する。

- ①継続的に教育訓練費を増加できない中小企業についても教育訓練費の総額に対し税額控除を行う制度に拡充する。
- ②技能承継のための教育訓練費（定年後当該訓練に限定した雇用契約）を支援対象に追加する。

### 4. その他

- (1) 金融所得課税の一元化を推進する。
- (2) 産業活力再生措置法に係る登録免許税の特例措置の適用期限を延長する。

## II. 地域経済の活力維持や雇用確保を図る中小企業の活性化

### 1. 事業承継の円滑化

- (1) 一定の事業継続・雇用確保を要件として、非上場株式等の事業用資産の相続税の80%以上の軽減措置を導入する。
- (2) 事業承継税制の抜本改革に併せ、営業権を始めとする非上場株式の評価についても事情の変更等を踏まえた所要の見直しを行う。

### 2. 中小・ベンチャー創業支援

- (1) エンジェル税制について、以下の措置を講ずる。
  - ①投資時点での税額控除制度を創設する。
  - ②株式取得時点ならびに損失発生時点の優遇措置の対象所得の範囲を金融所得に拡大する。
  - ③相続や株式交換等によるエンジェル税制に係る優遇措置の継承を可能とする。

### 3. 中小企業の経営基盤の強化等

- (1) 中小企業者等の少額減価償却資産特例の適用期限を延長する。
- (2) 欠損金の繰戻還付措置の適用停止が継続される場合には、創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻による還付の不適用の適用除外措置の適用期限を延長する。

- (3) 小規模企業の再生にも対応し、中小企業の再生を更に加速すべく、政府関係金融機関等と同様に、信用保証協会についても企業再生税制措置の対象となるよう所要の措置の実現を図る。
- (4) 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に係る特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 個人事業主の事業主報酬にかかる勤労性に配慮した所要の税制措置を講ずる。

### **Ⅲ. 地球環境保全と経済成長の両立に向けた環境・エネルギー対策の推進等**

- (1) エネルギー需給構造改革投資促進税制について、窓断熱と空調・照明等の設備から成るビル全体の省エネ投資を促進し、省エネビルへの支援を拡充するとともに、対象設備の重点化を行った上で延長する。
- (2) 既存住宅の断熱工事等の省エネ改修に対する所得税額控除制度を創設する。
- (3) バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合の当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税を免除する措置を創設する。
- (4) 海外投資等損失準備金制度の適用期限を延長する。
- (5) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (6) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (7) 移出又は引取りに係る揮発油税及び地方道路税の特定用途免税措置（化学工業におけるゴムの溶剤用、電気絶縁塗料の製造用及び接着剤の製造用）の適用期限を延長する。
- (8) 石油化学製品製造用輸入ナフサ等及び農林漁業用輸入A重油の石油石炭税の免税措置の適用期限を延長する。
- (9) 石油化学製品製造用国産ナフサ等及び農林漁業用国産A重油の石油石炭税の還付措置の適用期限を延長する。
- (10) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を延長する。
- (11) 自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、環境に与える影響や厳しい財政状況等も踏まえつつ、そのあり方を総合的に検討する（検討事項）。

### **Ⅳ. 国際的なイコールフットिंगの確保等**

- (1) 地方法人二税を含めた法人実効税率の在り方を検討する（検討事項）。
- (2) 減価償却制度について、法定耐用年数区分の見直し、短縮特例制度の簡素化等を行う。

- (3) 国際租税制度の見直しを行う。
- (4) 企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃する。
- (5) 確定拠出年金制度に係る税制措置を拡充する。
- (6) 事前照会に対する文書回答手続について所要の改善を行う。

## V. その他

- (1) 民間国外債の非居住者に対する利子等に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (2) 会計基準の国際的コンバージェンス等に対応した所要の税制措置を講ずる。
- (3) 組織再編税制に係る取扱いの明確化を行う。
- (4) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。
- (5) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する研究開発補助事業において、補助対象事業者が取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、総収入額不算入の対象に平成20年度新規補助事業を追加する。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、更に所要の税制改正措置を要望することとする。

## 【地方税】

### 1. 道府県民税及び市町村民税

- (1) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置を拡充する。
- (2) 中小企業者等の教育訓練費に係る特例措置を拡充する。
- (3) 国際租税制度の見直しを行う。
- (4) 企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃する。
- (5) 確定拠出年金制度に係る税制措置を拡充する。
- (6) 金融所得課税の一元化を推進する。

### 2. 事業税

- (1) 外形標準課税の資本割の課税標準の特例措置を恒久化する。
- (2) 電気供給業について、現行の収入金課税方式に外形標準課税を組み入れる方式に改める。
- (3) ガス供給業に対する課税標準の算定にあたって「自由化対象需要者向けの託送料金」の控除を法人の事業税に係る特例に追加する。
- (4) ガス供給業について、資本金1億円以下の事業者については、「その他の事業」と同一の扱いに改めるとともに、資本金1億円超の事業者について、現行の収入金課税方式に外形標準課税を組み入れる方式に改める。

### 3. 自動車税

- (1) 自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。

### 4. 自動車取得税

- (1) 低燃費車に係る特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。
- (2) 最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒して市場投入するものについて、自動車取得税の特例措置を創設する。
- (3) 免税点に係る特例措置の適用期限を延長する。
- (4) ディーゼルトラック・バスに係る特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。

## 5. 固定資産税

- (1) 既存住宅の断熱工事等の省エネ改修に対する税制措置を創設する。
- (2) 能登半島地震及び新潟中越沖地震による被災代替家屋等に係る特例措置を講ずる。
- (3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (4) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤、防爆壁及び石油コンビナート等災害防止法上の義務として設置する流出油防止堤に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

## 6. 都市計画税

- (1) 能登半島地震及び新潟中越沖地震による被災代替家屋等に係る特例措置を講ずる。

## 7. その他

- (1) 地方法人二税を含めた法人実効税率の在り方について検討を行う（検討事項）。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の在り方を検討する（検討事項）。
- (3) 自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、環境に与える影響や厳しい財政状況等も踏まえつつ、そのあり方を総合的に検討する（検討事項）。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、更に所要の税制改正措置を要望することとする。